

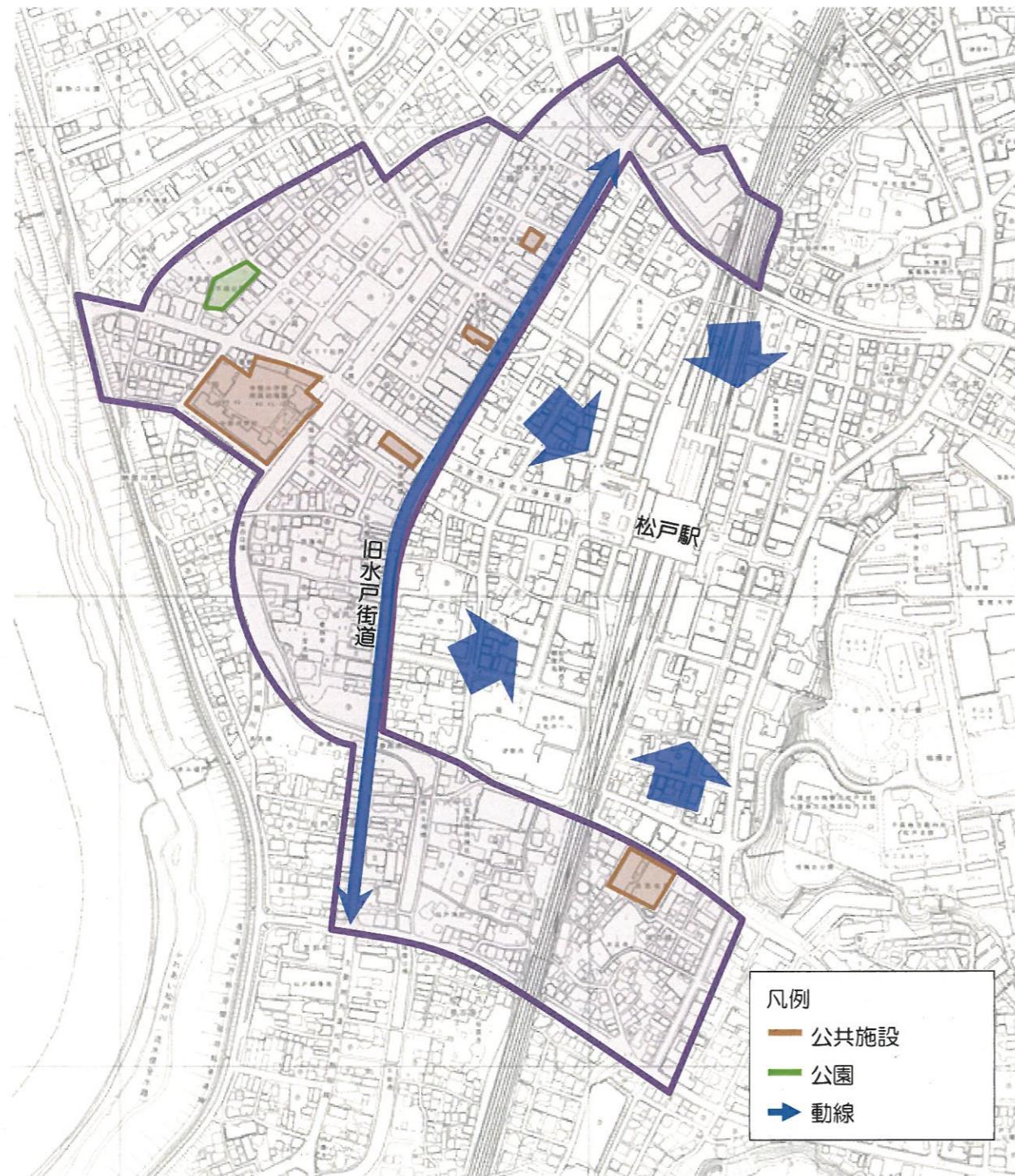
05. ゾーン別方針

3. 都心居住ゾーン

「都市の利便と自然のうるおいを感じるまち」

取り組みの方向性

中心商業地に隣接する利便性を活かした、まちなかにふさわしい住環境を創出し、都心居住を促進する。



●街区整備の推進

- ・防災性を高めて安心・安全のまちを実現するため、狭隘道路など脆弱な道路基盤を抱える地区や、老朽木造建造物が多く存在している地区において、区画整理等の手法を活用し、街区整備を行う。
 - ・緑の空間を増やすため、街区整備の一環として、公園や緑地等を創出する。

●旧水戸街道及び沿道の整備

- ・都市計画道路 3.5.28 号の拡幅整備、バリアフリー化を行う。また、歩道は、歴史的建造物と調和したデザインにする。
 - ・沿道で土地の有効活用が図られていない街区については、低層階に商業業務床を配置した複合型中高層住宅を供給するため、優良建築物等整備事業の手法により共同化を促進する。

● 良好な住環境の実現

- ・都心にふさわしい住宅の供給を促進する。
 - ・あわせて、低炭素型のまちづくりのため、省エネ住宅等の促進を図る。
 - ・市街地の防災性向上のため、共同住宅に防災倉庫の設置を促進する。

考慮すべき事項

- ・公共施設再編
 - ・都市計画制度による規制・誘導

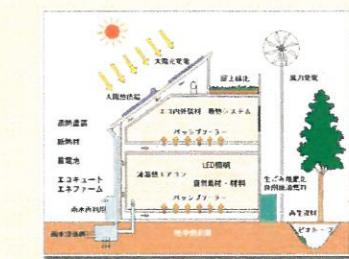
参考イメージ



所沢市 ファルマン通り



北区 神谷一丁目



省エネ住宅